

## 声明 — 秘密保護法の制定に反対する —

2013年10月14日

監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦(中央大学名誉教授) 田島泰彦(上智大学教授)  
福島 至(龍谷大学教授) 村井敏邦(大阪学院大学教授)

**(1)** 安倍自公政権は10月15日からの臨時国会において秘密保護法(\*)を制定しようとしています。この秘密保護法は、政府が創設しようとしている国家安全保障会議(日本版NSC)のもとで、「国家の安全保障」に関する国家秘密を一元的に管理・統制する体制を確立することを目的としたものに他ならず、1980年代半ばに多くの国民の反対によって廃案におこまれた国家秘密法案(スパイ防止法案)をより反動的な内容で復活させるものと言わざるをえません。

**(2)** 法案においては、「国の安全保障に関する情報」として、「防衛」「外交」のみならず「特定有害活動の防止」「テロリズムの防止」が加えられました。治安・公安に関する情報をも国家秘密の対象に拡大したのです。そのうえで、「行政機関の長」(大臣や警察庁長官等)が自分の判断だけで、特定の情報を「特定秘密」に指定することができるとしたのです。

さらに、「特定秘密」を明らかにしようとする「内部告発者」やジャーナリスト、市民らを念頭において、秘密漏えい行為とともに秘密取得行為にも最高懲役10年の重罰を科すとなりました。現実的な秘密の漏えい行為以前の「共謀」をも、漏えいの実行行為の有無にかかわらず処罰する共謀罪規定を設け、「教唆」「扇動」を主犯の実行行為がなくとも、独立に処罰することにしました。共謀について自首したときにも刑を減軽・免除する規定になっており、「特定秘密」を明らかにしようとする団体の弱体化をめざすおそれがあります。

しかも、秘密を取り扱う公務員・民間の契約業者などに対して、「特定有害活動」「テロリズム」との関係、「犯罪歴」「経済的状況」等に関する事項についての調査を行う「適性評価制度」も導入するとしています。これは思想調査そのものであり、思想・良心の自由、プライバシーの権利を侵害するとともに、選別、差別を助長し、内部告発を抑制しかねないものです。

政府によるこのような強権的かつ強圧的な情報統制・表現規制の企てには絶対反対です。政府は法案に「報道の自由」に配慮する規定を盛り込んだことを宣伝していますが、それは単なる努力義務にすぎないだけでなく、この種の配慮や免除が施されることで法案の本質的な危険性を根本的に取り除くことはできません。

**(3)** 自民党の改憲草案では、「国防軍」の創設と「軍事機密」の保持を法制化することが明記され、かつ「公益及び公の秩序」の名のもとに、集会・結社の自由、言論・表現の自由をはじめとした基本的人権を制限することが明記されました。秘密保護法は、この自民党改憲草案の内容を先取りしたものであり、現行憲法を真っ向から否定する違憲の法律です。しかも、政府がこのような重大な法案を準備・作成した過程を一切秘密にしてその制定を図るのは、決して許されるものではありません。

私たちはここに秘密保護法の制定に強く反対することを明らかにするものです。

(\*)「特定秘密の保護に関する法律案」

連絡先 〒164-0001 東京都中野区中野 5-32-11-504

電話 03-5380-2931 FAX 020-4665-3089

E-mail kanshi-no@qj8.so-net.ne.jp

URL <http://www006.upp.so-net.ne.jp/kansi-no/>